

令和元年度大牟田市議会 第5回定例会 議案等の審議結果一覧 (R2.3.27)

議案等名		会派等名	自民・未来クラブ(10人)	公明党議員団(5人)	社民・国民民主・護憲クラブ(5人)	無所属(北岡あや)	無所属(崎山恵子)	無所属(山田貴正)	審議結果
議案	第85号	令和2年度大牟田市一般会計予算	○	○	○	×	×	○	多数可決
	第86号	令和2年度大牟田市国民健康保険特別会計予算	○	○	○	×	×	○	多数可決
	第87号	令和2年度大牟田市介護保険特別会計予算	○	○	○	×	×	○	多数可決
	第88号	令和2年度大牟田市後期高齢者医療特別会計予算	○	○	○	×	×	○	多数可決
	第89号	令和2年度大牟田市病院事業債管理特別会計予算	○	○	○	○	○	○	全会可決
	第90号	令和2年度大牟田市水道事業会計予算	○	○	○	○	○	○	全会可決
	第91号	令和2年度大牟田市公共下水道事業会計予算	○	○	○	○	○	○	全会可決
	第92号	大牟田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	全会可決
	第93号	大牟田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	全会可決
	第94号	大牟田市会計年度任用短時間勤務職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	全会可決
	第95号	大牟田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	全会可決
	第96号	大牟田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	全会可決
	第97号	大牟田市校区コミュニティセンター設置条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	全会可決
	第98号	大牟田市営駐車場条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	全会可決
	第99号	大牟田市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	全会可決
第100号	大牟田市まちづくり総合プランについて	○	○	○	×	×	○	多数可決	
第105号	大牟田市副市長の選任について 〔副枝修氏〕	○	○	○	×	×	○	同意	

議案等名		会派等名	自民・未来クラブ（10人）	公明党議員団（5人）	社民・国民民主・護憲クラブ（5人）	無所属（北岡あや）	無所属（崎山恵子）	無所属（山田貴正）	審議結果
発議	第23号	特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律及び特定複合観光施設区域整備法の廃止を求める意見書案	×	×	○	○	○	×	少数否決
	第24号	自衛隊の中東派遣に反対する意見書案	×	×	○	○	○	×	少数否決
	第25号	映画製作等におけるさらなるバリアフリー化の推進を求める意見書案	×	×	○	○	○	×	少数否決
	第26号	中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書案	×	○	○	○	○	×	多数可決
	第27号	選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書案	×	○	○	○	○	×	多数可決
	第28号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書案	○	○	○	○	○	○	全会可決
	第29号	地域公共交通維持のための財政支援の拡充を求める意見書案	○	○	○	○	○	○	全会可決
	第30号	新型コロナウイルス感染症対策の強化等を求める意見書案	○	○	○	○	○	○	全会可決
報告	第15号	大牟田市国民保護計画の変更について	採決はありません						
	第16号	大牟田市土地開発公社の事業計画について							
	第17号	公益財団法人大牟田市文化振興財団の事業計画について							
	第18号	公益財団法人大牟田市地域活性化センターの事業計画について							

*全議案等について境公司議員を除く。

会派名称	所属議員
自民・未来クラブ	江上しほり、桑原誠、境公司（議長）、島野知洋、城後徳太郎、徳永春男、中原誠悟、光田茂、森遵、森竜子、山口雅夫
公明党議員団	大野哲也、塩塚敏郎、平山伸二、三宅智加子、山田修司
社民・国民民主・護憲クラブ	平嶋慶二、平山光子、古庄和秀、松尾哲也、森田義孝

■大牟田市議会では、採決に起立採決を採用しています。起立採決は、議長が議案等に賛成の意思のある議員に起立を求めます。反対の意思のある議員の態度を確認することはありません。

そこで、一覧表については、起立した会派（または議員）を○と表記し、着席の会派（または議員）を×と表記していますが、×が反対とは限りません。また、空白は欠席または表決の棄権を表します。

なお、議長は採決に加わるできません。